

はじめに

少子・高齢化の進行、雇用・就労形態の多様化、情報化、国際化など、私たちの生活を取り巻く状況が大きく変化するなか、男女が対等なパートナーとしてあらゆる分野に参画し、お互いに尊重し、責任も分かち合うことのできる社会の実現が求められています。

平成11年6月に制定された「男女共同参画社会基本法」は、“男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現”を緊急の課題としており、本町におきましても、あらゆる分野で男女平等に向けた取組みを進めてまいりました。

この度、坂町第4次長期総合計画におけるまちづくりの将来像である『自然に恵まれた健康で文化的な住みよいまち』を実現するための一環として、本町における男女共同参画社会の形成の指針となる、「坂町男女共同参画プラン」を策定することといたしました。

このプランは、男女共同参画の基本である人権の尊重、子育てや介護、生涯にわたる健康、そして、地域社会、職場に関することなど幅広い視点で構成しております。今後、このプランを基に、家庭、地域、社会のさまざまな分野において、男女共同参画社会の実現に向け、積極的に施策の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、町民の皆様をはじめ、事業者、関係機関、各種団体等におかれては、なお一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、プラン策定にあたりご尽力いただきました坂町男女共同参画プラン策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様、関係各位に厚くお礼申し上げます。

坂町長 吉田 隆行